



スローガン (案)

新たな風で！ さらなる未来へ！！

第35回定期大会 職場討議資料

本部は、7月11日・12日の両日、JRホテルクレメント高松において「第35回定期大会」を開催し、今年間の総括と向こう一年間の運動方針を決定します。よって、職場討議資料を活用した、代議員各位の真摯な討議を要請します。

一般経過報告

安全・安定輸送に向けた取り組みについて

1 安全・安定輸送の確立について

JR四国労組は、「安全・安定輸送の確立」が全てに優先すること、尊い命を預かる私たちの重大な使命であることを認識し、基本動作の意義や必要性の浸透・徹底を図るとともに、「ヒューマンエラー」は結果であり原因ではない」との理念に基づいて取り組みました。

その上で、会社の安全への取り組みが現場実態を踏まえたものになっているか、チェック・提言機能を発しながらその重要な役割である「安全の確立」に向け取り組みを強化してきました。

そのような中、昨年8月19日に牟岐線「地蔵橋」中田駅間の軌道内で作業中の電気係員が、普通列車4560Dにあわや触車という重大な運転支障事故が発生するとともに、年末年始輸送中の12月31日には、オレンジタウン駅構内において、

普通列車4332Dが安全側線に進入し脱線するという事故が発生しました。また、1月24日に牟岐線「阿南駅構内」において、普通列車563Dが入換作業中に脱線するという事故が発生し、更に、3月28日には土讃線「普通寺」金蔵寺駅間を運転中の特急列車50Dにおいて、1号車と2号車の連結器が開放状態となり、非常ブレーキが動作して86分停車するという事故が発生しました。全ての事象が一段間違えれば重大事故につながる恐れがあることから、速やかに原因の究明と再発防止について申し入れ、点検の徹底と実効的対策を要請しました。

6月には「安全・事故防止に関する経営協議会」を開催し、「安全が全てに優先する」「安全が最優先」の企業風土・安全文化を醸成させるため、労使が互いにやれることやれないことを整理し、職場第一線を働く組合員の安全・事故防止に関する諸問題の解決、改善に向け徹底した議論を行いました。

一方、JR連合が最重要課題として掲げ運動を展開してきた「すべてのJR関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」の取り組みにおいては、「重大労災防止の行動指針」を理解、深度化するため、安全パンフレット等の配布行動を実施するとともに、グループ労組との連携を強化し、「安全な職場に向けた環境整備」に取り組むよう要請を行ってきました。

2 安全衛生活動について

組合員の安全と健康管理のため、「安全衛生委員会」を活用し、労災の発生を自らのことと捉え、活発な議論を通じて実効性ある安全対策を行うよう提言してきました。特に効

率化等により安全衛生委員会の設置が義務化されている事業所においては、実態を把握し有効な対策を求めてきました。

2016春季生活闘争をはじめとする労働条件改善の取り組みについて

1 2016春季生活闘争のまとめ

(1) 連合は「2016春季生活闘争基本構想」において、「すべての働く者の処遇を改善！」「格差是正」で経済の好循環実現！」をスローガンに掲げ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて闘いました。

(2) JR連合は、JRの責任差別として全てのJR労働者の福祉の向上を目指し、雇用の安定を前提に、基本賃金の改善と総合的な生活改善を実現するため、定期昇給相当分の確保と月例賃金総額6,000円以上の引き上げを求め、そのうち3,000円は純ベア統一要求として、JR各単組及びグループ91単組が一丸となって「2016春季生活闘争」に取り組みすることを確認しました。

この結果、連合が第一のヤマ場として設定した当該期間に5つの単組が基本賃金の向上や賃金水準を維持し、諸制度改善の回答を引き出して妥結に至ったことは、連合「交通・運輸共闘連絡会議」のリーダー格としてその責務を果たせたと考えます。更に波及効果として、多くのグループ労働者がベアを含む賃金改善要求を掲げ、春闘に臨み成果を挙げることができたのも、JR各単組の積極的な交渉姿勢が背景にあったと考えます。

(3) JR四国労組は、2月5日に第29回定期本部委員会を開催し、「2016春季生活闘争」方針を決定しました。基本的には、連合・JR連合の方針を基に、定期昇給の確保と賃金の引き上げ、時短、制

の引き上げ、時短、制度改善要求等、総合生活改善闘争として取り組みました。

また、賃金要求項目の集中化を図るため、期末手当(夏季手当)についても同時要求し、交渉を行いました。

① 賃金引き上げの取り組みについて JR四国労組は、JR連合「中期労働政策ビジョン(2014〜2018)」が掲げる目標賃金(上位目標賃金・必達目標賃金)を受け、我々の目指す「必達目標賃金」(全産業1千名以上の中間の達成に向け賃上げの闘いを展開してきましたが、未だ到達していない状況を踏まえ、目標賃金到達に向けて月例賃金の改善を基本に、平均賃上げ方式で定期昇給の確保と純ベア3,000円を含む月例賃金総額6,000円以上の引き上げを求めました。

② 労働時間短縮の取り組みについては、実時短については、実施計画及び休日増などを要求しました。

③ 就業規則等の制度改善の取り組みについて 就業規則等の制度の改善は、今日までの未解決事項を中心に、各支部からの要求事項を精査し要求しました。

④ 交渉経過 本部は、定期本部委員会において決定された春闘方針に沿って、2月12日、第11号「組合員(社員)の賃金引き上げ」及び第12号「時短及び制度改善」について、並びに第13号「平成28年度夏季手当の要求」、第14号「準組合員(エキスパート社員)の夏

また、「36協定」に関しは、引き続き時間外労働の削減に努めていきたいとの会社側の考え方が示されるとともに、「永年勤続者表彰の取り扱いの一部改正」について、説明がありました。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、賃金の引き上げ、時短・制度改善及び準組合員(エキスパート社員)の諸制度改善、並びに夏季手当・夏季一時金について、引き続き粘り強く交渉を継続していくことを確認しました。

なお、「36協定」については、会社に対し改善に取り組むよう要請し妥結するとともに、「永年勤続者表彰の取り扱いの一部改正」について、組合が従来より育児及び介護に関する不利益な取扱いにわたる不利益な取扱いにわたる改善を要請するよう申し入れていたことから、今回の改正はその要求に沿った改善であると判断し了承しました。

3月1日、2回目の団体交渉において、賃金引き上げについては「世界経済の不安定さも顕著となってきたこと、企業業績もその影響を強く受けることに

なるため、これまでよりも地域間や企業間の格差が明らかになると想定される。このような状況等を考慮すれば、有額回答は難しい状況であるが、定期昇給については実施の方向で検討したいと考えている。」との現段階での会社側の考え方が示されました。

これに対し組合は、「安全・安定輸送」を支え、効率化・経費削減施策への協力及び増収施策等に懸命に取り組んでいる組合員とその家族の努力に報いるために組合員のモチベーション低下は避けなければならぬ」と訴えるとともに、「時短及び制度改善」及び「準組合員(エキスパート社員)の諸制度改善」についても前向きな回答を求めました。

また、会社側より「年次有給休暇の付与日数の個別化」についても提案があり、組合員に対し不利益な取扱いとならないことから同日妥結しました。

3月10日、3回目の団体交渉では夏季手当を中心に議論を行い、中間決算時において対前年4億円増となった鉄道運輸収入状況や、通期の業績においても事業計画を達成できる見通しであることから、組合員の夏季手当に対する期待感を訴え、その期待に応える数値を示すよう要求しました。

4回目となる3月18日の団体交渉において、会社より「平成28年度の新賃金については、人件費への影響度合いを考慮しつつ、長期的な会社業績の見通しを強く意識しながら検討

した結果、定期昇給を実施する。また、夏季手当についても組合員の支給月数は基準内賃金の1.87カ月分、準組合員（エキスパート社員及び契約社員）についても回答がありました。

制度改善については、「扶養手当の支給額について、24歳未満の子（血族に限る）に該当する扶養親族のうち3人目以降の扶養親族1人につき、月額5,500円とする。」「一、運転士が睡眠時無呼吸症候群により乗務することができない場合の私傷病欠勤は、昇給欠勤条項における欠勤期間から除くこととする。」「一、クラブ（連盟）若しくは部外団体等が主催する各種大会における負傷（原則として参加中の負傷に限る。）による私傷病欠勤で、会社が認められた場合は、昇給欠勤条項及び期末日の期間率に於ける欠勤期間から除くこととする。」「（実施時期は平成28年4月1日）との回答がありました。

併せて会社より、「当社においては、平成27年度の鉄道運輸収入が堅調に推移しているとはいえ、依然として低い水準であり、事業の根幹となる鉄道事業を含む営業損益は3期連続で100億円を超え赤字となることを見込んでおり、危機的状況が続いています。平成28年度以降に、いも、引き続き各種施策を実施することにより、平成27年度を上回る鉄道運輸収入の確保とともに、経営の効率化に努めることにより、平成32年度を目標

とした経営自立計画の達成を目指していかねばなりません。こうした状況下において、社員等の雇用の確保を第一義に、諸課題の解決に取り組んでいく必要があると認識しています。将来にわたる四国における基幹的公共輸送機関としての役割を果たしていくため、安全の確保を最優先に、自立経営の確立という目標の達成に向けて、全社員一丸となつて経営課題の解決に全力を傾注していくことを強く期待します。」とのコメントがありました。

員として雇用する契約社員の一部改正について、説明があったことから、組合員のモチベーション向上につながる改善であると判断し了承しました。

2 総合労働協約の改訂等について

本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年度までの未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂について」及び「エキスパート社員及び契約社員」の賃金引き上げについて申し入れました。

(1) 労使間ルールについては、労使対等の立場で要求しました。(2) 労働条件に関する要求については、労働時間短縮、割増賃金の増額を中心として54項目を求めました。なお、主な要求は以下のとおりです。

- ① 労働時間短縮についての実施計画
② 年間120日への休日増
③ 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
④ 半休制度の適用勤務種別の拡大
⑤ 保存休暇の使用範囲の拡大
⑥ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑦ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑧ 3人目以降の子の扶養手当増額の夜間特殊業務手当等、各種手当の増額

⑩ B単価、C単価、F単価の見直し
⑪ SASの検査・診察・治療時等の対応拡充
⑫ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑬ 制服・防寒着等の改善

本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年度までの未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂について」及び「エキスパート社員及び契約社員」の賃金引き上げについて申し入れました。

(3) 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる賃金を目指し要求しました。

9月1日の第1回交渉項目の主旨説明を行いました。これに対し会社側より、「会社側の体力、貴側の要求を踏まえ、今後鋭意検討していくこととして、また、エキスパート社員の基本賃金については、現行の水準で特段問題ないと考えらるることから今年度の改定は行わないこととする。また、パートナ

社員及びサポーター社員の契約基本賃金については、世間相場の動向等を総合的に勘案した結果、今年度の改定は行わないが、サポーター社員のエリア適用ランクを一部改正する。」との回答がありました。

しかしながら、「エキスパート社員及びパートナ社員の賃金引き上げについては今年度も改定は行わない。」との回答があったが、エキスパート社員及び契約社員の職場での業務や役割等は非常に大きく向上のために、勤労意欲向上のためにも今後とも賃金改善・処遇制度の確立に向けた取り組みは重要である。」と訴え、持ち帰り業務対策委員会を開催した結果、これ以上の前進は困難と判断し、同日9月25日の3回目交渉において、

① 育児短時間勤務を適用した場合の昇給資格条項を削除する。(実施時期は平成28年4月1日)
② エキスパート社員の割増賃金におけるB単価を1時間当たり126/100を乗じたものとする。また、これに伴い、特殊勤務手当の割増における支給割合についても同様に改定する。

(実施時期は平成28年4月1日以降新たに開始となる勤務から適用)
③ 契約社員の割増賃金におけるB単価を1時間当たりの賃金額に126/100を乗じたものとする。

（実施時期は平成28年4月1日以降新たに開始となる勤務から適用）
④ エキスパート社員が単身赴任する際、寮等の手配ができず、借り上げ寮に居住する場合は、現行、入社2年以内の者に適用している措置（15%相当の使用料金を控除）と同様の措置を適用する。

併せて、「祝日法改正に伴う勤務制度等の一部改正について」及び「列車乗務員として雇用する契約社員の社員採用時の初任給等に付いて」の回答もありました。

これに対し組合は、「育児短時間勤務を適用した場合の昇給資格条項の削除は、子育てに対する支援の観点から、短期の育児休業（1カ月から3カ月程度）を取得した場合の昇給の取り扱いについては改善が必要であると認識しており、更なる検討を要望する。」

一方、準組合員の割増率改善は、不公平感の是正とモチベーションの維持が図られることから組合が要求していたものであり、このことが反映されたと認識している。

また、やむを得ず単身赴任の状態となったエキスパート社員に対する借り上げ寮の費用軽減措置についても、軽減措置についても、組合の要求が反映されたと考えられるが、基本的には単身赴任の状態とならないよう配慮すべきである。」と要請しました。

増額、定期健康診断受診時の取り扱い、エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げ等、積み残した課題が多くあるため、次年度に向け前向きな検討を要請する。」と訴えました。

持ち帰り業務対策委員会を開催し検討した結果、これ以上の前進は困難と判断し、同日9月25日の3回目交渉において、

① 育児短時間勤務を適用した場合の昇給資格条項を削除する。(実施時期は平成28年4月1日)
② エキスパート社員の割増賃金におけるB単価を1時間当たり126/100を乗じたものとする。また、これに伴い、特殊勤務手当の割増における支給割合についても同様に改定する。

(実施時期は平成28年4月1日以降新たに開始となる勤務から適用)
③ 契約社員の割増賃金におけるB単価を1時間当たりの賃金額に126/100を乗じたものとする。
④ エキスパート社員が単身赴任する際、寮等の手配ができず、借り上げ寮に居住する場合は、現行、入社2年以内の者に適用している措置（15%相当の使用料金を控除）と同様の措置を適用する。

円の実績をあげている。一時金が生活費に占める割合が大きいことから組合員の強い期待感がある。

等を中心に、今回の交渉に挑む組合の強い意志、想いを主張し、組合員の期待感と努力に報いるための誠意ある回答を求め、精力的に交渉を重ねました。

11月17日の交渉において、支給月数は基準内賃金の1.87カ月分、準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の一時金についても昨年実績を上回る回答がありました。

組合は持ち帰り業務対策委員会を開催し、会社を取り巻く状況は、鉄道運輸収入が3期ぶりの増収となり対前期の増収4.9億円上回ったこと、営業損失が100億円を超えること、100億円を超えることが想定されるなど、依然として厳しい状況であること、昨年度の年末手当を0.04カ月、夏季手当を0.01カ月上回ったことなどについて議論・検討した結果、現時点において会社として精一杯の回答であると判断し妥結しました。

決に向け取り組んでいきます。

昨年12月15日の経営協議会において会社は「高松都市圏における複数両数ワンマン運転の試行」の考え方として、「当社は経営自立計画に基づく総額人件費の抑制を図るため、効果的な業務執行体制の構築を目指しているが、比較的高松都市圏で、車掌の所要削減に効果的である朝夕通勤時間帯において複数両数ワンマン運転（信

用降車型ワンマン運転）を行い、安全性向上の観点から車掌スイッチでの2両全ドア開閉による、安全性、定時性、収入影響及び車内秩序維持を検証する。」という内容を明らかにしました。

組合は、過去に地上運賃収受型ワンマン運転を試行する際に「ハロー面での安全設備が整備されるまでは、複数両間の複数両数によるワンマン運転は実施すべきではない」と訴えてきましたが、今回の試行はこれらの主張が一部反映された結果であると判断しました。その上で、試行実施後に浮上してくる運転・安全面及び停車時分並に接客面での問題点について改善を図るよう申し入れました。

託の実施について

2月16日の経営協議会において会社より「駅管理業務の部外委託の実施について」説

託の実施について

託の実施について

明がありました。その内容は、4月1日より高松管理駅管内において

①ポイント清掃

②巡回清掃

③券売機管理

の管理業務を(株)ジェイ・アール・四国メンテナ

に委託するというものでした。

6 ジェイ・アール・四国バスの労働条件改善の取り組みについて

(1) 安全・安心輸送に向けた取り組みについて

JR四国労組は「安全・安心輸送の確立」は輸送業務の最重要課題との認識に立ち、「安全最優先」の企業風土づくりと、お客さまの命を預かる者としての職責を再認識し、事故を引き起こさせない体制づくりに向けて取り組みを行ってまいりました。

(2) 総合労働協約改訂の取り組みについて

総合労働協約改訂の取り組みについては、32項目の要求を提出し交渉を強化した結果、昨年9月17日の団体交渉において、60歳到達時に再雇用する場合の取り扱いは従事する係等の業務に従事する組合員についても準用することとしました。

(3) 平成27年度年末賞与の取り組みについて

平成27年度年末賞与の要求は、業務委員会及び執行委員会において会社の経営状況等を分析、議論し、昨年と同月数の2.7ヵ月、契約社員についても組合員基準に沿って要求するとともに、加算額についても要求しました。

において、中間決算では、対前期比でみると売上高は、4.1%の増、営業費用は0.6%の減となり、経常利益は、前年を上回る125百万円、154.6%増となりました。

今期は、高速バスの増便収入の確保と経費の節減に向けた種々の取り組みの成果に加え、軽油単価が見込みより低額であったことも加わり達成できた利益確保でありましたが、根底は、労使一体かつ相互理解と協調の結果であったと考えます。

今後は、業務運営の効率化や運行部門と販売部門のコスト削減とも合わせ、基幹的業務である高速バス路線の収益性の向上に取り組み、一方ローカル路線の効率的な運営を求め、時代に打ち克つ強靱な経営体質を目指します。

思統一し、2月5日の定期本部委員会を経て、2月12日に申し入れを行いました。基本的に本部方針を踏襲し、定期昇給の確保を大前提に、統一要求を0.00円の統一要求を掲げ取り組みました。

3月16日の交渉において会社より回答があり、定期昇給は確保しませんが、残念ながらベアについては獲得できませんでした。

しかしながら、以前より組合側が強く要望していた「準組合員(契約社員)の自動車乗務員(運転係)の契約基本賃金の引き上げ(1,100円増額)」及び「準組合員(定年退職再雇用契約社員)の年金受給開始までの期間の減額率改善(0.75↓0.80)」並びに「社員登用試験受験資格の明確化」について賃金改善と制度改善が図られたことから妥結しました。

(4) 2016春闘生活闘争のまとめ

2016春闘は、自動車業務委員会において基本的な考え方を意

図られたこと、この状況

(5) 平成28年度夏季賞与の取り組みについて

平成28年度の夏季賞与の要求については、平成27年度決算状況等を分析し、基本給額の2.7ヵ月、契約社員

の賞与についても組合員基準に沿って申し入れを行いました。

(6) 職場環境改善の取り組み

本部は「明るく、働きたいのある職場づくり」の観点から、安全・事故防止、ダイヤ改正

等

1 組合員数の推移について

JR四国労組の6月1日現在の組織率は、JR四国では91.9%

の執行委員会等を最大限に活用することで職場の直面する多くの問題を

2 「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

私たちがJR四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に

の組織の充実強化に向けた取り組みを進めてまいりました。

(1) 各県協主催春闘討論集会の開催

2月27日より各県協において随時開催され、2016春闘による月例賃金の改善と総合的な生活改善に向け取り組みの強化を図ること

の取り組みについて

3 民主化闘争への取り組みについて

JR連合は、鉄道という国民生活・経済に密着した産業に革マル派などの過激派が影響力を行使することが、安全・安定輸送の観点からも絶対に放置しておくことのできない問題であるとの認識に立ち、「民主化闘争」に取り組みを進めました。

の取り組みについて

(2) 出向組合員対話集会の開催

出向組合員特有の悩みや問題点を集約するとともに情報共有を図ることで、組織の充実・強化を目的とし、各支部主催により開催しました。

の取り組みについて

(3) 準組合員対話集会の開催

近年増加傾向にある準組合員の多様な意見の集約を図ることを目的として開催しました。

の取り組みについて

(4) 新入組合員学習会の開催

新入組合員(新規採用者)に対して、新入者としての不安解消と組織としての連帯意識の高揚に努めることを目的とし、各支部の青年女性会議が自主性を持って学習会を開催しました。

の取り組みについて

(5) 職場対話行動の開催

組織の連帯強化及び各職場の組合員との意思疎通を目的とし、春闘

の取り組みについて

4 JR四国労組退職者連絡会について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生

の取り組みについて

活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に、10月13日に、第1回幹事会を開催し、一年間の活動方針と組織運営について意思統一を図りました。

また、10月21日から22日にかけて三重県鳥羽市で開催された、JR連合退職者連絡会「全国会長会議」に参加し、連絡会運動の強化に向けて意思統一を図りました。

青年女性会議の育成・強化の取り組みについて

昨年10月12日に香川県宇多津町「ホテルサント」瀬戸大橋において、「Re・START!」新たな一歩更なる挑戦をスローガンに、本部青年女性会議第23回定期委員会を開催しました。

委員会では、「安全」「青年女性会議議長専任化」「組織課題」「制度改善」「福利厚生」「男女平等参画」「ワーク・ライフ・バランス」「教育活動」「政策課題解決」などについて四国各地から参加した委員各位の活発な討議の後、活動方針が採択され、活動に、新たな役員体制を確立しました。

その後、本社支部を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会を開催され、新たな役員体制を確立し、機関運営の充実・強化に取り組んでまいりました。

また、JR四国労組の次代を担う青年女性組合員の育成・組織の強化を図るため、ユニオンを開催しました。

更に今年度からは、議論を積み重ねてきた青年女性会議議長が専任指定され、四国各地へ足を運び青年女性組合員との意見交換等を行い、青年女性会議の育成と強化に取り組んでまいりました。

具体的には以下のとおりです。

- (1) 各支部青年女性会議との意思疎通、連携強化を図ることを目的に、本部青年女性会議常任委員会を定期的に開催するとともに、各支部において新入組合員歓迎会や支部常任委員会にあわせて学習会を開催し、労働組合の必要性などを中心に学びました。
- (2) 青年女性組合員を対象としたユニオンスクール「フレッシュアップコース」「レベルアップコース」に参加し、JR四国労組の次代を担う役員の育成等に取組むとともに基本組織が行なう学習会にも積極的に参加しました。
- (3) 青年女性会議広報誌「+α」(プラスアルファ)の充実を図るとともに、JR四国労組ホームページにも掲載し、青年女性会議のタイムリーな情報を掲載してまいりました。
- (4) レクレーション活動においては、組織力の向上や交流拡大を図れるのを念頭に置き、これまでの活動内容を精査し、青年女性会議自ら企画・実施しました。7月25日から26日には「アクティブユース2015」を香川県三泊の公園において、国各地から総勢50名が結集しました。「自然の中で最高の思い出を作ろう」というテーマ

のもと、まんのう公園の自然を満喫するべく様々なレクレーションを通じた交流の拡大に努めました。また1月30日には「JOYレク冬の日」の陣2016に70名の組合員が参加しました。今回は例年の城崎観光とスキー・スノーボードから趣向を変え、「真冬の大会」と銘打って体育館を1日貸し切り、スポーツレクレーションを行いました。共に汗を流し、時には頭を使いながら、普段は会うことが少ない仲間たちと交流を深めました。春季レクレーションとして「支部対抗軟式野球大会」を5月13日香川県丸亀市「四国コカ・コーラボトリングスタジアム」にて開催し、スポーツを通じて組織の強化を図りました。

(5) 青年女性会議独自のボランティア活動として、「鉄道版交通安全教室」を実施して、今年度は5月24日に徳島県徳島市の「渭東保育所」で開催しました。

JR連合青年・女性委員会に青年女性会議議長が幹事として参加するとともに、JR連合が主催する単組女性代表者会議や幹事学習会及び5月に開催された「JR連合ユースラリー」に参加し、JR四国労組青年女性会議の活性化につながるための情報交換に努めました。

催し、今日まで取り組んでまいりました。今年度は、1月8日に「第1回男女平等参画推進委員会」を開催し、男女平等参画を推進する上での問題点の抽出及びJR連合第3次男女平等参画に向けて議論を行いました。

具体的には、女性組合員から寄せられた意見などを踏まえ、総合労働協約等の申し入れに反映するとともに、2月20日、香川県高松市において「レディイスマーケティング」を開催し、男女平等参画推進の取り組みや職場環境改善について女性組合員との意見交換を行いました。

昨年9月10日に「部会三役会議」を開催し、一年間の取り組みの総括及び部会活動の充実を目指して部会の任務の明確化に向け、意思統一を図りました。

その中で、業種別専門部会の「答申」作業は、年間を通しての活動と位置づけ、検証作業などについても本部長執行委員会と各部会がより連携した取り組みを行うことを確認し、経営協議会での議論を視野に入れた取り組みを進めてまいりました。

なお、各部会の定期委員会は、次のとおり開催しました。

- ・工務部会第30回定期委員会
平成27年12月5日
本部1階会議室
- ・運輸部会第27回定期委員会
平成27年12月11日
本部1階会議室

・営業部会第27回定期委員会
平成27年12月18日
本部1階会議室

・関連部会第23回定期委員会
平成28年2月19日
本部1階会議室

平成27年12月11日
本部1階会議室

部会活動の取り組みについて

① 政策課題の解決に向けて
JR三島・貨物の経営安定化に向けた取り組み

JR連合は、JRが発足して25年を迎え、中長期的視点に立った政策立案が必要であるとの認識から、平成24年9月に「JR」に関わる中長期政策課題プロジェクトチーム「プロジェクト」を結成し、鉄道が持続可能な発展を遂げるための政策立案を行うために3つのプロジェクトチームを設定しました。平成26年度までに、「三島・貨物経営安定化」「ソフトPT」は一定の方向性を示したことから、平成27年度は「鉄道特性活性化PT」を精力的に開催し、鉄道沿線の自治体やJR各社等関係団体との連携を強化しながら、中長期的視点に立った産業政策を推進してまいりました。

JR四国労組も当該PTの委員として参加し、JR四国における鉄道特性の活性化に向けた方策作りに取り組んでまいりました。

昨年の定期大会以降の開催状況は以下のとおりです。

- ◎鉄道特性活性化PT
(座長・小川淳也衆議院議員)
第7回 平成27年12月4日
第8回 平成27年12月4日

平成28年2月22日 第9回
平成28年4月20日 第10回
平成28年5月20日

政策・調査活動の取り組みについて

1 政策課題の解決に向けて
JR三島・貨物の経営安定化に向けた取り組み

JR連合は、JRが発足して25年を迎え、中長期的視点に立った政策立案が必要であるとの認識から、平成24年9月に「JR」に関わる中長期政策課題プロジェクトチーム「プロジェクト」を結成し、鉄道が持続可能な発展を遂げるための政策立案を行うために3つのプロジェクトチームを設定しました。平成26年度までに、「三島・貨物経営安定化」「ソフトPT」は一定の方向性を示したことから、平成27年度は「鉄道特性活性化PT」を精力的に開催し、鉄道沿線の自治体やJR各社等関係団体との連携を強化しながら、中長期的視点に立った産業政策を推進してまいりました。

JR四国労組も当該PTの委員として参加し、JR四国における鉄道特性の活性化に向けた方策作りに取り組んでまいりました。

昨年の定期大会以降の開催状況は以下のとおりです。

- ◎鉄道特性活性化PT
(座長・小川淳也衆議院議員)
第7回 平成27年12月4日
第8回 平成27年12月4日

平成28年2月22日 第9回
平成28年4月20日 第10回
平成28年5月20日

鉄道の本格的な高速化に向けた取り組みについて

四国4県及びJR四国、四国運輸局等で構成する「四国の鉄道高速化検討準備会」が四国の鉄道の本格的な高速化に関する基礎調査を実施し、一昨年4月18日に発表した調査結果によつて、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が確認されました。その後、四国4県及び四国経済連合会等が結成された「四国高速鉄道連絡会」は、四国新幹線の整備計画への格上げを目指す「シンポジウム」の開催や啓発用パンフレットを配布するなど各種取り組みを行いました。

また、四国4県及び四国経済連合会等が構成する「四国鉄道活性化促進期成会」が四国の新幹線実現を目指す「ロゴマーク」を作成するなど、機運の醸成に努めました。

JR四国労組としても、JR四国の経営を安定化させ、四国の鉄道ネットワークを維持するためには鉄道の抜本的な高速化が必要であると認識しており、「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」開催時やJR連合の各種組合参加時、更には国に対する要請行動時等あらゆる機会を通じて鉄道の抜本的な高速化の必要性を訴えてまいりました。

国土交通省は平成24年10月に「バス事業のあり方検討会」を設置し、貸切バスの安全性向上に向けた施策を中心に検討を進め、平成25年8月から新高速乗合バス制度がスタートしました。JR連合自動車連絡会は、昨年9月29日に新制度移行二年後の実態調査を実施するなど、新制度移行後の現状把握に努めました。そのような中、1月15日、軽井沢町においてまたしても貸切バスが悲惨な事故をおこすなど、貸切バスのお安全性向上は道半ばと言わざるを得ません。JR連合自動車連絡会では、今回の事故原因や対策について幹事会において情報交換するなど、バス事業の安全性向上に向け取り組んでまいりました。

調査活動の取り組みについて

2016年春季生活改善競争及び賃金到達目標への達成等の検証をはじめ、賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合第22回賃金実態等調査」を各級機関の協力のもと取り組みました。(回収率86%)

また、連合関係では「2015年度労働条件等の点検に関する調査」「労働条件関係等調査」等、各種調査にも協力しました。

の認識に立ち、次世代を担う若手リーダーの育成及び各級機関役員としてのスキルアップを図るため、次世代を担う人材の育成

- ① 各級機関における実践教育の推進
- ② JR四国労組運動の実践と継承
- ③ JR四国労組運動の3テーマに重点を置き、ユニオンスクールを柱に教育活動に取り組んでまいりました。

(1) 教育担当者会議について
昨年8月18日に教育担当者会議を開催し、平成27年度の大の方針に基づいた具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

12月19日に、本部3階会議室において、本部・支部・分会青年女性会議役員を対象とした「レベルアップコース」を30名参加のもと開催しました。

日頃、組合活動に取り組んでいる青女役員を招集したスクールでは、「労働組合の目的と機能」「国鉄からJRへの歴史」「JR四国労組の取り組み」及び「政策課題解決に向けた取り組み」等について本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、今後の労働運動の在り方について学びレベルアップを図りました。

(2) ユニオンスクール「フレッシュマンコース」
10月2日から3日にかけて、香川県三豊市詫間町の「ル・ポール」において、入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュマンコース」を、グループ「労組」3名を含む全組合員32名が参加のもと開催しました。

四国各地より集まった受講生は、本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、「労働組合の基本的認識」「JR四国労組の取り組み」「組合の歴史」等について学びました。また、組合活動の原点となる「分会活動の活性化」について意見交換を行い、JR四国労組の時代を担う組合員のレベルアップを図りました。

12月19日に、本部3階会議室において、本部・支部・分会青年女性会議役員を対象とした「レベルアップコース」を30名参加のもと開催しました。

日頃、組合活動に取り組んでいる青女役員を招集したスクールでは、「労働組合の目的と機能」「国鉄からJRへの歴史」「JR四国労組の取り組み」及び「政策課題解決に向けた取り組み」等について本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、今後の労働運動の在り方について学びレベルアップを図りました。

ユニオンスクールの「特設コース」

6月4日に、香川県宇多津町「ホテルサント」瀬戸大橋において、管理者組合員を対象とした「特設コース」を20名参加のもと開催しました。

中濱委員長から「管理者組合員に期待すること」と題した基調講演では、組合が抱える様々な課題の解決に向けて、管理者組合員との連携・協働の重要性について、富士社会教育センター 武田講師からの特別講演「管理者組合員に求められるもの」と題し、激変する社会において発生している労務問題などの事例が報告され、民主的労働運動の必要性や職場における管理者組合員の重要性等について理解を深めました。

新春セミナー

1月9日に、香川県宇多津町「ホテルサンルート瀬戸大橋」において「新春セミナー」を開催しました。約110名参加のもと開催しました。今回のセミナーは、JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」事務局長として、地域の公共交通活性化及びJR四国の経営安定化に向けて日々尽力いただいている玉木雄一郎衆議院議員から講演を受けました。

2 広報活動について

(1) 昨年8月18日に広報担当者会議を開催し、新聞、ニュースの正確な情報伝達及び新聞、ニュースの配布部数等について確認しました。(2) 「JR四国労組新聞」を12回発行し、情報の提供・共有化に努めました。(3) 団体交渉等速報性が求められる情報について「JR四国労組ニュース」を21回発行しました。(4) ジェイアール四国

バスとの団体交渉等の情報について「自動車支部ニュース」を13回発行しました。(5) JR四国労組ホームページに「JR四国労組ニュース」及び「JR四国労組新聞」等の情報を公開するなど、迅速な更新に努めました。(6) JR連合機関誌等、紙面作りに協力しました。(7) 「旬刊ACCES」等の配布を行い情報共有化を図りました。

ボランティア活動の取り組みについて

JR連合は、労働組合の社会的な役割に鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置付けて取り組んでいます。昨年9月12日から13日にかけて、山梨県早川町においてJR連合第1回ボランティア担当者会議が開催され、各単組でのボランティア活動の取り組み状況や課題について意見交換を行いました。それぞれの地域で主体的なボランティア活動を積極的に展開することを確認しました。

JR四国労組におけるボランティア活動は、青年女性会議を中心に「鉄道版交通安全教室」を毎年開催しており、今年度は、5月24日に徳島県徳島市の「渭東保育所」において開催しました。更に、全組合員が参加できるボランティア活動として、空き缶のプルタブ回収を継続するとともに、新たなボランティアの実施に向けて検討を重ねました。4月に発生し

た九州大地震は14日の前震及び16日の本震に加え、断続的な余震の影響により、多数の家屋が倒壊し、大規模な土砂崩れも発生するなど、想定を超える大災害となりました。連合は、約2カ月間にわたる被災作業の中心に、被災した方々に対する支援活動として取り組みました。JR連合は各単組の協力の下、5月15日より連合救援ボランティアの一員として熊本地方にボランティアスタッフを派遣し、JR四国労組も被災地の復興に向けて救援活動に取り組みました。

政治・共闘の取り組みについて

1 政治関係について
第24回参議院選挙の取り組み結果について
JR四国労組は、第24回参議院選挙において推薦候補者3名を決定し、各県協を中心として、全員当選に向けて総力を挙げ取り組むを展開してまいりました。

(2) JR連合国会議員懇談会・議員フォーラムの活動について
JR連合は、昨年8月25日に第61回国会議

員懇談会を開催し、情報の共有化を図りながら、政策課題や組織課題についての当面の取り組み方針を決定しました。また、4月7日には「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」総会及び所属議員の政策秘書との意見交換会を開催し、政策課題並びに組織課題の解決に向けて引き続き国会議員懇と連携した取り組みを展開してまいりました。

JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」の活動について

JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」は、四国における総合交通体系の確立や様々な政策課題の解決を目指す、四国各県を選挙区とする民進党国会議員全員に賛同いただき活動を展開してまいりました。11月19日には「JR四国の現状と今後の課題等」について意思統一を図るために、第13回連絡会を開催しました。

(1) JR四国労組議員団会議との連携強化について
私たちが求める政策課題の実現のためには地域と密接に関わる議員団と密接な連携・協力が必要であるとの認識のもと、2016年交通重点政策の課題の実現のため、向こう一年間の取り組みについて意思統一を行い相互の意見交換を行いました。

のキャンペーンなど、多くの連合運動に参画し、運動を展開してまいりました。また、四国交通労働協会の取り組みは、昨年11月愛媛県で開催された「第27回定期総会」に参加し、交通労働協会の中心となつて支えながら、私たちの抱える総合交通政策の課題解決に向け様々な要請行動等を展開しました。

JR連合四国地協について

JR四国連合加盟組合は、JR四国内における労働組合の連合体として活動を展開してまいりました。2月13日には香川県宇多津町において「第24回定期委員」を開催し、執行体制の確立と一年間の活動方針を決定するとともに、新たに「四万十の宿労働組合」が加盟しました。

(2) JR連合四国地協について
JR四国連合加盟組合は、JR四国内における労働組合の連合体として活動を展開してまいりました。2月13日には香川県宇多津町において「第24回定期委員」を開催し、執行体制の確立と一年間の活動方針を決定するとともに、新たに「四万十の宿労働組合」が加盟しました。

労働条件の維持改善を図るため、収入の確保は重要な取り組みであることから、JR四国労組は、執行委員会見直し活動への取り組みを要請してまいりました。

レクリエーション・サークル活動について

昨年8月18日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、平成26年度の経過報告と平成27年度の行事予定について確認・検証を行うとともに、本部主催行事における運営方法等についても議論を重ね、より充実した活動と各級の行事開催を行うことを確認しました。

(3) JR四国グループ労働組合連合会について
昨年11月25日、香川県高松市において「第21回定期大会」を開催し、新執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

池田管理駅分会 (グロス73)
【第4回ドッジボール大会】
開催日 平成27年11月3日
開催場所 香川県高松市「香川県青年センター体育館」
優勝 高知支部チーム
準優勝 香川支部Cチーム
【第14回ボウリング大会】
開催日 平成28年3月11日
開催場所 香川県高松市「シーサイドボウリング高松」
【団体賞】(4人×2ゲーム)
優勝 香川支部Aチーム
1, 562ピン
準優勝 愛媛支部チーム
1, 186ピン
【個人賞】
1位 健太郎氏
高松運輸所分会
437ピン
2位 橋本豊氏
高松車掌区分会
422ピン
3位 中川正樹氏
高松運輸所分会
377ピン

(4) 「四国再発見」増収キャンペーン等の取り組みについて
今年度も「連合2015年広島平和集会」への参加や、「連合愛

極的な活動を推進しました。また、賛助団体の「アフラックがん保険(アイネクスト)」及び「JR連合」長期家族サポート共済「JR四国労組セット共済(全労済)」等は、資料送付を行い情報提供に努めました。

国内外労働者との連帯活動について

昨年の大会以降、連合・交通労働協・ITF等の主催する諸活動及びJR連合「国際交流協定」に基づく、国際交流や連帯活動に積極的に取り組む、昨年7月にはJR連合の「第13次台湾鉄路工会訪問団」に参加し、国外労働者との交流・連帯を図るとともに、国際意識の高揚や知識の習得に努めてまいりました。

福祉・共済事業活動の取り組みについて
組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必要である。そのため、JR四国労組の取り組みを各共済活動を通じて継続的に周知活動を行いました。

「組織の強化・拡大」では、職場対話行動や各種会議等の場においてJR四国労組の将来を見据えた課題の共有、意見交換を重ね、未来につながる取り組みを行うとともに、各級機関の育成に努め、組織力の充実・強化を図ってまいりました。

運動方針(案)

私たちがこの一年間、JR四国及びジェイアール四国バスの責任組合として、「安全・安定・安心輸送の確立」を第一義に、山積する諸課題解決に向け積極的に活動を展開してまいりました。

「安全・安定・安心輸送の確立」は、尊厳を預かる私たちにあって絶対の使命であり、不断に追求すべき最重要課題との認識のもと、組合員一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、職場の課題把握に努め、労使協議を強化するなど、安全最優先の企業風土づくりに取り組んでまいりました。

I 安全・安定・安心輸送の確立
JR四国及びジェイアール四国バスで働く私たちにあって、「安全・安定・安心輸送の確立」に向けた取り組みは全てに優先する最重要課題です。安全最優先の思いを胸に刻み込み、責任組合として、安全に関する議論を積極的に進め、安全意識の高揚と事故の引き起こさせない体制づくりに組織を挙げて取り組めます。

II 組織の強化・拡大

組合員一人ひとりが
コミュニケーションの
充実を図り、相互の信
頼関係をより確かなも
のにしていくとともに、
職場や組織の課題を共
有し、参加しやすいく
織づくりに努め、諸活
動における参画意識・
連帯意識の高揚を図り
ます。

III 労働環境の改善

会社を取り巻く環境
は依然として厳しい状
況が想定されます。特
に、2017春闘を取
り巻く情勢は厳しいと
言わざるを得ませんが、
「賃金は最大の労働条
件」であり、連合・J
R連合方針を基本に、
総合生活改善闘争とし
て取り組みを強化して
いきます。

※「国内外の情勢に
ついて」及び「JRを
取り巻く情勢について」
は紙面の関係上省略し
ます。

安全・安定輸送 に向けた取り組みについて

1 安全・安定輸送の 確立について

JR四国は、平成28
年度事業計画において
「安全・安定輸送の確
保に向けては、安全管
理体制を有効に機能さ
せ、「現場力の向上」
『現場主義の確立』
『グループ一体となつ
た安全文化の確立』を
重点項目とし輸送品質
の向上を図る」として
います。

JR四国労組も、安
全の確立が全てに優先
すること、尊い命を預
かる私たちの重大な使

命であることを認識し、
基本動作の意義や必要
性の共有化による浸透・
徹底に向けて取り組み
とともに、「ヒューマン
エラーは結果であり
原因ではない」との理
念に基づいて取り組み
を深化化します。その
上で、人命を預かる基
幹交通を担うJRに対
する社会の関心度や厳
しい視点を認識し、高
い規範意識の下、「安
全へのチェック機能」
を更に強化する運動を
展開します。

2 安全衛生活動に ついて

安全確立の原点は職
場にあり、「すべての
JR関係労働者の死亡
事故・重大労災ゼロ」
を完遂するためには、
安全衛生委員会等を活
用した職場における安
全確立の取り組みが極
めて重要であることは
言うまでもありません。
引き続き「安全衛生委
員会」を活用し、労災
の発生を自らのことと
捉え、活発な議論を通
じて実効性のある安全
対策を提言します。

また、私たちの勤務
は不規則勤務や交代制
勤務が多いことから、
生活習慣病対策や健康
管理は重要です。人間
ドックや健康診断、今
年度から新たに実施さ
れるストレスチェック
の充実を会社に求める
とともに、労働災害防
止に対する組合員の意
識を高め、触車事故や
傷害事故及び通勤災害
の防止に向けて取り組
みます。

労働条件改善の 取り組みについて

1 総合労働協約改訂の 取り組みについて

総合労働協約改訂の
取り組みは、信頼と安
定した労使関係のさら
なる高揚及び労働環境
の改善を目指し、業務
対策委員会を開催し、
次の基本的な考え方に
基づき取り組みます。

- (1) 労使間ルールにつ
いては、労使対等の基
本的立場で取り組みま
す。
- (2) 労働条件に関する
要求については、労働
時間短縮、割増賃金の
増額及び以下の未解決
事項を中心に、各支部
より提出された要求事
項を精査して取り組み
ます。
- (3) 労働時間短縮につ
いての実施計画
① 年間休日120
日への増加
② 超過勤務手当、
夜勤手当、祝日勤務手
当等の改善
③ 55歳以上の基本
給支給率の改善
④ 多様な休暇制度
の新設（配偶者出産・
リフレッシュ等）
⑤ 育児・介護等に
関する諸制度の改善
⑥ 保存休暇の使用
範囲の拡大
⑦ SASの検査・
治療時等の対応
改善
⑧ 接客用長袖シャ
ツの貸与、並びに制服・
防寒着の改善
⑨ 準組合員乗務員
（エキスパート社員）
の多様な行路新設並び
に「単日数勤務制度」
適用職種の拡大
⑩ 準組合員（契約
社員）の生理・結婚の
有給休暇の新設
⑪ 諸手当・旅費の改
善要求については、制
度の新設及び業務内容
と責任の度合いを精査
し、毎年総合労働協約
改訂時に改善要求する
こととします。

2 期末手当の 取り組みについて

期末手当の要求につ
いては、会社の経営実
績、世間相場の動向等
を見極めながら要求し
ます。
なお、JR四国の夏
季手当については、春
闘時に同時要求します。

3 2017春闘生活 闘争方針について

JR連合は、連合の
一員としての役割を認
識し、雇用、賃金、労
働条件向上に向け、そ
の役割を果たすことも
に、新たに策定した
「中期労働政策ビジョ
ン（2014～2017）
（2017年12月）
」において、私
たちJR関係労働者にとつ
てあるべき労働環境を
定め、各支部において
能動的に春闘生活闘争
に取り組む環境を創出
すべく、2017春闘
に加盟全単組一丸となつ
て取り組んでいくとし
ています。

JR四国労組も、基
本的に連合方針及びJ
R連合の「賃金対策委
員会」での答申を踏ま
え、目標賃金確保の視
点に立って闘いを展開
し、組合員に求心力の
持てる総合生活改善闘
争として取り組みます。

- (1) 2017春闘生活
闘争の具体的方針につ
いては、連合・JR連
合の方針を基本に、次
期定期本部委員会にお
いて決定します。
- (2) 準組合員（エキス
パート社員及び契約社
員）の賃金引き上げに
ついては、契約更新時
期に要求します。
- (3) 労働時間短縮及び
制度改善の取り組みに
ついては、総合労働協
約での未解決事項等を
中心に取り組むことと
します。

4 職場環境改善の 取り組みについて

職場諸問題の解決及
び改善に向けた取り組
みは、極めて重要であ
ると認識しており、
「明るく働きがいのある
職場づくり」の観点
から諸問題の解決及び
改善に向けて取り組み
の強化を図ります。

具体的には、支部・
分会を通じて職場諸問
題を集約し、業務対策
委員会、要員需給、
職場環境、福利厚生等
の問題点について精査
し、経営協議会に付議
するなど解決及び改善
に向けて取り組みます。

5 効率化等会社施策の 対応について

会社は平成28年度を
「中期経営計画（2017
～2019）」の
最終年度として、計
画目標である着実な経
営の基礎固め、基盤強
化の実現を確実に達成
するための支援措置及び
平成28年度から実施さ
れることとなった追加
の支援措置を活用して、
新型特急気動車の新製、
軌道強化、老朽車両の
寿命延伸などの設備投
資や車両部品等の取替
などの修繕を着実に実
施し、さらなる安全性
の向上、収入の確保及
び経費の削減に取り組
むこととする」として
います。

JR四国労組も、高
速道路料金割引施策の
継続及び無料化区間の
拡大、さらにはLCC
など対抗輸送機関との
競合など、引き続き厳
しい経営環境が予想さ
れることから、「鉄道
事業の根幹をなす安全
の確保を最優先に、J
Rの健全な発展を築き、
組合員の雇用と生活を

6 ジェイアール四国 バスの労働条件改善 の取り組みについて

「安全・安心輸送に向
けた取り組み」
ジェイアール四国バ
スは、平成28年度の事
業計画において「お客
様から信頼され、安心
して選択して頂けるバ
ス事業者の要件として
は、断トツの安全輸送
とお客様の目線に立つ
た接客サービスの提供
が欠かせないという認
識のもと、全社員が
「安全綱領」を自分自
身のものとしてプロ意
識に徹し、引き続き安
全・安心運転の推進に
向けハード、ソフトの
両面から取り組んでい
く」としています。

JR四国労組も、
「安全の確保」は輸送
機関の最大の使命であ
り、組合員一人ひとりが
自らの職責を自覚す
るとともに、悲惨な事
故を起こさない起こさ
せない決意で取り組み
ることが重要であると認
識し取り組みの強化を
図ります。

具体的には、分会が
安全確認の「最前線」
であるとの認識に立ち、
安全衛生委員会を活用
し職場の目線に立った
安全対策の充実を図る
とともに、緊急的な課
題については、支部を
通じ本部への報告を徹
底、課題解決に努めま
す。

JR四国労組も、高
速道路料金割引施策の
継続及び無料化区間の
拡大、さらにはLCC
など対抗輸送機関との
競合など、引き続き厳
しい経営環境が予想さ
れることから、「鉄道
事業の根幹をなす安全
の確保を最優先に、J
Rの健全な発展を築き、
組合員の雇用と生活を

(3) 賞与の取り組み

賞与の取り組みは、
会社の業績と組合員の
期待感、生活実態を踏
まえ、世間相場の動向
をも勘案しながら業務
委員会でも議論し要求
します。

(4) 職場環境改善の取 組み

職場諸問題の解決及
び改善に向けた取り組
みは、そこで働く組合
員にとって大変重要な
問題です。解決・改善
に向けて、組合員一人
ひとりが職場や組織の
課題を共有するとともに、
分会が中心となり諸問
題を集約し、業務委員
会等で問題点について
精査、経営協議会に付
議するなど解決及び改
善に向けて取り組みま
す。

また、今年度も、将
来の自動車職場を展望
した労働条件全般の改
善及び総合労働協約改
訂に向け、具体的な問
題点を項目毎に精査し
取り組みの強化を図り
ます。

「一企業一組合」 組織の充実・強化の 取り組みについて

「一企業一組合」
組織の充実・強化の
取り組みについて
私たちがJR四国労組
は、組合員の雇用と生
活を守ることを大前提
に、働く者の力を結集
し、その力を最大限発
揮するために「一企業
一組合」を目的に運動
を展開しています。

その目的達成のため
は、私達が主体性を
持つて運動の推進を図
ります。

(1) 組織対策委員会の活 用

本部組織対策委員会
を適時開催し、目的達
成に向けた具体的な取
組みを検討するととも
に、あらゆる機会を活
用し情報収集・分析・
検討を重ね、各級機関
での合意形成を図りま
す。

また、今年度も、
3月初旬から中旬を
目処に各県協において
開催し、2017春闘
をはじめとする当面す
る取り組みについて意
思統一を図ります。

また、今年度も、
3月初旬から中旬を
目処に各県協において
開催し、2017春闘
をはじめとする当面す
る取り組みについて意
思統一を図ります。

(2) 拡大分会長会議（春 闘討議集会）の開催

本部・支部・分会が
連携し、各職場におけ
る問題点の把握、さら
には当面する諸課題に
ついて地区集会等で討
論を行い合意形成に努
めます。

各支部主催による出
向組合員対話集会を開
催します。

組織化に向けた取り組み について

エキスパート組合員
の拡大状況にあわせて、
エキスパート組合員対
話集会の開催を検討し
ます。また、準組合員
の運営はJR採用組
合員で行うこととなる
ことから、将来の組織
体制を見据え、過去の
運動に対する正しい歴
史認識や結成の理念等
をJR採用組合員に継
承することが、組織の
充実・強化につながり
ます。

したがって、以下の
具体的取り組みを行い
ます。

- (1) 組織対策委員会の活
用
本部組織対策委員会
を適時開催し、目的達
成に向けた具体的な取
組みを検討するととも
に、あらゆる機会を活
用し情報収集・分析・
検討を重ね、各級機関
での合意形成を図りま
す。
- (2) 拡大分会長会議（春
闘討議集会）の開催
本部・支部・分会が
連携し、各職場におけ
る問題点の把握、さら
には当面する諸課題に
ついて地区集会等で討
論を行い合意形成に努
めます。
- (3) 出向組合員への対応
各支部主催による出
向組合員対話集会を開
催します。
- (4) エキスパート社員及
び契約社員、未加入者の
組織化に向けた取り組み
について
エキスパート組合員
の拡大状況にあわせて、
エキスパート組合員対
話集会の開催を検討し
ます。また、準組合員
の運営はJR採用組
合員で行うこととなる
ことから、将来の組織
体制を見据え、過去の
運動に対する正しい歴
史認識や結成の理念等
をJR採用組合員に継
承することが、組織の
充実・強化につながり
ます。
- (5) 組織化に向けた取り組み
について
エキスパート組合員
の拡大状況にあわせて、
エキスパート組合員対
話集会の開催を検討し
ます。また、準組合員
の運営はJR採用組
合員で行うこととなる
ことから、将来の組織
体制を見据え、過去の
運動に対する正しい歴
史認識や結成の理念等
をJR採用組合員に継
承することが、組織の
充実・強化につながり
ます。
- (6) 分会組織の活性化に
ついて
運動の原点である分
会組織の活性化及び充
実強化に向けて、必要
により学習会の開催な
ど支援体制の強化を図
ります。
- (7) 新規採用者に対する
組織拡大の取り組み及び
歓迎会の開催
新規採用者の全員加
入に取り組みするとともに、
歓迎会を開催します。
また、加入後のフォロー
アップ体制を充実して
いきます。
- (8) 民主化闘争への
取り組みについて
JR総連に浸透する革
マル派を一掃すること
によってJR労働界の
分裂状況に終止符を打
ち、JR連合への総結
集を図ることにありま
す。

2 民主化闘争への 取り組みについて

JR総連に浸透する革
マル派を一掃すること
によってJR労働界の
分裂状況に終止符を打
ち、JR連合への総結
集を図ることにありま
す。

JR四国労組も、こ
の目的達成のため、民
主化当該三単組はもち
ろんのこと、JR連合
に結集する全ての仲間
とともに様々な支援活
動や宣伝活動に参画し、
JR労働界再編に向け
た組織拡大運動「民主
化闘争完遂」に向けて
連携を強化していきま
す。

JR四国労組も、こ
の目的達成のため、民
主化当該三単組はもち
ろんのこと、JR連合
に結集する全ての仲間
とともに様々な支援活
動や宣伝活動に参画し、
JR労働界再編に向け
た組織拡大運動「民主
化闘争完遂」に向けて
連携を強化していきま
す。

3 JRR四国労組退職者連絡会の充実強化について

JRR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に、自主的な運営により活動を展開しています。また、連合（高退連）への窓口及び交通の業務委託団体として、その任にあたりています。

JRR四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていくこととします。

青年女性会議の育成・強化について

青年女性会議は、JRR四国労組運動を継承していくため、諸活動を通じて次代を担うリーダーを育成するとともに、将来を切り拓く運動を創るという重要な任務があります。それを実践するためには、青年女性会議の組合員一人ひとりが強い自覚と責任感を持ち、自らが『考え・学び・行動』できる組織体制を確立しなければなりません。

具体的には、基本組織である本部・支部・分会の活動に積極的に参加するとともに、青年女性会議独自の発想に基づく学習会等を開催し、組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元氣よく」ステップアップすることを目指します。更に、将来の青年女性会議がどうあるべきか、現状をしっかりと把握したうえで、目指すべき労働運動の方向性を明確にし、常に問題意識を持って取り組んでいきます。

以下、具体的取り組みを行ないます。

- (1) 本部主催の各種行事及び会議に青年女性会議として参画し、JRR四国労組運動の一翼を担うとともに、青年女性会議の更なる活性化に取り組みます。

- (2) 各級青年女性会議の組織体制の充実・強化を図り、次代を担うリーダーの育成に取り組みます。
- (3) 新規採用者の全員加入に向けた取り組みを展開し、連帯感を高める運動を強化します。また若手女性組合員のフォローに努めます。

- (4) 魅力あるレクレーションの開催と教育・広報活動の充実強化を積極的に図り、組合員一人ひとりが主役となる組織を目指します。また、青年女性会議役員の企画力、行動力を強化・継承するため、レクレーションを活性化し、支部青年女性会議・分会青年女性会議との交流と連帯を強化します。

- (5) 各支部青年女性会議独自の学習会の開催に向けて、支援体制の強化を図ります。
- (6) 男女平等参画推進に基づき、「レディング」を開き、男性と女性が共に働きがいのある職場づくりを目指します。

- (7) ボランティア活動については、「鉄道版交通安全教室」の充実を図るとともに、新たなボランティア活動を実施します。
- (8) JRR連合青年・女性委員会に参画しJRR連合運動の一翼を担うとともに、ユースラリーなどに積極的に参画し、全体的な交流を通じて、

幅広い視野を持った、次代のJRR四国労組を担える組合役員の育成を行います。

男女平等参画推進の取り組みについて

男女平等参画推進の目的は、「仕事における男女平等参画の実現」と「男女双方の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を目指すことにあります。

JRRの職場においては、業務や勤務の特殊性などもあり仕事と家庭の両立が難しく、女性が働き続けていくうえで障害となっており、これらの問題を解決し、男女平等参画を推進するために、職場で女性リーダーを育成しなければなりません。そのうえで、労働組合活動における男女平等参画が進み、職場での男女平等も進んでいきます。

そのような中、JRR四国労組においては、女性組合員が極端に少ない（6%以下）という問題が存在します。以上のような問題を踏まえながら、次のとおり取り組みます。

- (1) JRR連合の「第3次男女平等参画」に基づき、目標の達成を目指し、女性が組合活動に参画しやすい環境整備に努めます。
- (2) 中期労働政策ビジョン（2014～2018）の提言に基づき、男女平等参画の目的であるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労使協議にも反映して、その実現を求めます。

- (3) 「レディング」を引き続き開催するとともに、組合活動及び機関会議等への女性組合員の参画を積極的に奨励します。
- (4) 「男女平等参画推進委員会」を引き続き開催するとともに、各級機関会議及び教育活動において、男女平等参画推進についての理解を深める取り組みを行います。

- (5) 「女性活躍推進法」の施行に伴い、労働協約改訂交渉において、行動計画の推進と進捗管理に積極的に関与します。

JRRの職場においては、業務や勤務の特殊性などもあり仕事と家庭の両立が難しく、女性が働き続けていくうえで障害となっており、これらの問題を解決し、男女平等参画を推進するために、職場で女性リーダーを育成しなければなりません。そのうえで、労働組合活動における男女平等参画が進み、職場での男女平等も進んでいきます。

めとする徹底した経営努力を重ねてきたにもかかわらず、厳しい経営状況に置かれ、依然、自立経営確保の見通しが立っていません。国鉄改革の目的は「地域を支える鉄道の再生」にあり、縮小再生産による延命策ではなく、鉄道の有効活用を通じて地域の貢献こそが、JRRの社会的使命だと考えます。

部会活動の取り組みについて

部会活動の充実・強化は、何よりも業種別部会自らが自主性を持った機関運営を更に強化し、職場における専門的課題を働く側者意見として具体論で提起し、経営協議会等を通じていかに会社施策に反映させるかが重要であります。そのために部会・分科会機能の充実強化が求められ、引き続き、部会の育成に取り組んでいくこととします。

具体的には、大会以降に平成28年度の具体的な部会活動について意思統一を図ることとします。

JRRが発足して間もなく30年を迎えますが、既に完全民営化を果たした本州三社に加え、JRR九州も株式上場が決定したその一方で、経営基盤の脆弱なJRR四国は、効率化をはじめとする徹底した経営努力を重ねてきたにもかかわらず、厳しい経営状況に置かれ、依然、自立経営確保の見通しが立っていません。国鉄改革の目的は「地域を支える鉄道の再生」にあり、縮小再生産による延命策ではなく、鉄道の有効活用を通じて地域の貢献こそが、JRRの社会的使命だと考えます。

JRR四国労組は、諸課題の解決や政策の実現に向けて、JRR連合国議員懇談会及び「21世紀の鉄道と考える議員フォーラム」並びに、「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」との連携を更に強化し、組織を挙げて取り組んでいくこととします。

以下、具体的取り組みを行います。

- (1) JRR四国の経営安定化に向けた取り組みについて

JRR連合は、JRRが発足して25年を迎え、中長期的視点に立った政策立案が必要であるとの認識から、平成24年9月に「JRRに関する中長期政策課題プロジェクトチーム」を結成しました。JRR四国労組は、「鉄道特性生活化PT」に引き続き、委員として参加し、JRR四国の現状と課題等を提起するなど、JRR四国の経営安定化に向けた取り組みを強化しています。

また、今年度末に期限切れを迎える「三島特例・承継特例」の税制支援措置の延長・恒久化を求め、地方議会における意見書採択行動を実施するとともに、全組合員での取り組み

として署名活動を行います。

鉄道の抜本的高速化に向けた取り組みについて

四国における鉄道高速化の実現には、引き続き地元における機運の醸成及び国への働きかけ等が重要となります。JRR四国労組としても、四国の鉄道ネットワークを維持するためには、収益の柱となる鉄道の抜本的な高速化が必要であるとの認識に立ち、各種集會等で高速鉄道導入の必要性を訴えるとともに、国等関係各方面への働きかけを行います。

JRR連合は、JRRを中心とする交通に関わる比較的短期の政策課題を「2016年交通重点政策」としてまとめ、要求実現に向けて取り組みを進めています。

JRR四国労組も、JRR四国が抱える様々な政策課題の解決に向け、JRR連合と連携を密にし、積極的に取り組んでいきます。

JRR四国労組は、平成25年8月に「新高速バス事業」への移行という、極めて大きな転換点を迎えました。これを機会に、これまでの行き過ぎた規制緩和と政策に終止符を打ち、国民に安心して利用できるだけの魅力的なバス産業へと飛躍していかねばなりません。

JRR四国労組は、ジェイアール四国バス組合

員の明るい将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JRR連合と連携を密にし取り組みます。

平成25年11月に成立した「交通政策基本法」及び同法に基づく「交通政策基本計画」が実効性あるものとなるよう、JRR連合や交通労働等関係団体と協力し取り組みます。

つを重点テーマとして、魅力ある教育活動に取り組んでいきます。

交通政策基本法の有効活用に向けた取り組みについて

平成25年11月に成立した「交通政策基本法」及び同法に基づく「交通政策基本計画」が実効性あるものとなるよう、JRR連合や交通労働等関係団体と協力し取り組みます。

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

JRR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

ジェイアール四国バスにおける課題解決について

バス産業は、平成25年8月に「新高速バス事業」への移行という、極めて大きな転換点を迎えました。これを機会に、これまでの行き過ぎた規制緩和と政策に終止符を打ち、国民に安心して利用できるだけの魅力的なバス産業へと飛躍していかねばなりません。

JRR四国労組は、ジェイアール四国バス組合

の明るい将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JRR連合と連携を密にし取り組みます。

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

調査活動の充実強化に向けて

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

JRR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

ジェイアール四国バスにおける課題解決について

バス産業は、平成25年8月に「新高速バス事業」への移行という、極めて大きな転換点を迎えました。これを機会に、これまでの行き過ぎた規制緩和と政策に終止符を打ち、国民に安心して利用できるだけの魅力的なバス産業へと飛躍していかねばなりません。

JRR四国労組は、ジェイアール四国バス組合

の明るい将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JRR連合と連携を密にし取り組みます。

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

教育・広報活動の取り組みについて

教育活動は、JRR四国労組運動の推進を図るうえで必要不可欠な取り組みであり、急激な世代交代期の今こそ、如何に組合員の参画意識を高めていくかが重要です。また、次世代を担う若手リーダーの育成及び各級機関役員としてのスキルアップを図るとともに、分会活動の活性化が必要であると

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

JRR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

ジェイアール四国バスにおける課題解決について

バス産業は、平成25年8月に「新高速バス事業」への移行という、極めて大きな転換点を迎えました。これを機会に、これまでの行き過ぎた規制緩和と政策に終止符を打ち、国民に安心して利用できるだけの魅力的なバス産業へと飛躍していかねばなりません。

JRR四国労組は、ジェイアール四国バス組合

の明るい将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JRR連合と連携を密にし取り組みます。

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

広報活動について

広報活動は、JRR四国労組運動を広く浸透させ、組合情報の共有化と組織の活性化を図る意味で重要な取り組みとして位置づけられており、引き続き、各種会議や行事の内容及び各級機関の活動など、組合員と密着した記事に重点を置き、親しみやすい紙面づくりを行います。

JRR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

ジェイアール四国バスにおける課題解決について

バス産業は、平成25年8月に「新高速バス事業」への移行という、極めて大きな転換点を迎えました。これを機会に、これまでの行き過ぎた規制緩和と政策に終止符を打ち、国民に安心して利用できるだけの魅力的なバス産業へと飛躍していかねばなりません。

JRR四国労組は、ジェイアール四国バス組合

の明るい将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JRR連合と連携を密にし取り組みます。

今年度も実施が予定されている、JRR連合第23回貸金実態調査をはじめ、JRR連合及び連合の実施する各種調査に対し積極的に参加し、JRR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率向上に努めます。

も、引き続き青年女性会議を中心とした「鉄道交通安全教室」を実施するとともに、全組合員の誰もが参加できる活動として「プルタブ回収」も継続して取り組んでいきます。また、新たなボランティア活動を実施し、活動の充実を図ります。

政治・共闘の取り組みについて

1 政治関係について

JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」及びJR連合国会議員懇談会並びにJR四国労組議員団会議、21世紀の鉄道を考える議員フォーラムのメンバーと連携し、総合交通政策の実現や具体的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

(2) JR四国労組議員団会議との連携強化について

JR四国労組議員団会議に加盟する会員は3名です。今後も連絡体制を密にし、政策課題の解決に向けて取り組みを強化します。

2 共闘関係について

(1) 連合・交通労協

私たちは、今日まで連合四国ブロック・四国交通労協の提唱する国民運動等、数多くの諸行動に積極的に参加し取り組んできました。今年度も各県協と連携を図り、これらの活動を通じて地域社会への貢献と実績をさらに発展させ、友好産別との友情と連帯を深め、JR連合運動を地域に密着浸透させる取り組みを行います。

① 連合四国ブロック

ア 連合四国ブロックが提唱する会議、諸行動に積極的に参加します。

イ 連合の提唱する平和運動、連合「愛のカンパ」等の国民運動に取り組みます。

ウ 連合の提唱する政策実現に向けて積極的に取り組みます。

② 四国交通労協

ア JR連合、JR四国労組の提唱する「鉄道部会・バス部会」の政策実現に向けて四国運輸局要請行動等に積極的に参画します。

イ 四国交通労協が主催する各種会議や諸行動に積極的に参加します。

(2) JR連合四国地協

JR連合四国地協は、連合四国ブロック及びJR連合の窓口として地域・地区内の各産別組合員との連帯と交流、団結を強化し、JR連合運動への理解と協力及び組合員間の信頼を高めることに努め、加盟産別等の連帯と地域労働運動の活性化を目指します。

① JR連合四国地協

協定期委員会及び各種集会の充実を図ります。

② 加盟単組間の融合

強化・拡大に取り組みます。

③ 連合・交通労協

の運動に積極的に参加し、JR連合運動の発展を目指します。

④ 2017 春学生

活闘争に向けて組織部と連携し、春闘討論集会を開催します。

(3) JR四国グループ労働組合連合会

JR四国連合の役割は、組合員の生活と雇用の安定、各社の健全な発展と魅力ある職場づくり、そこに働く労働者・組合員の労働条件と社会的地位の向上を目指すことにあります。

その目的達成に向け、「JR連合グループ労働組合連合会」や「エリア連合代表者会議」での議論を通じ、真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から、今後の活動を展開します。

また、JR四国連合内におけるグループ労働組合の支援体制強化に向け、各種会議のあり方等についても検討します。

(4) 「四国再発見」増収キャンペーン等の取り組みについて

組合員の雇用確保と労働条件の維持改善を図るため、今年度も「四国再発見」増収キャンペーン等に全員参加を取り組みます。

レクリエーション・サークル活動について

レクリエーション・サークル活動は、多くの組合員が参加することによって組織を充実・強化し、組合員相互の親睦を図るとともに重要な活動であるとともに、各級機関の活性化と職場におけるリーダーの発掘・育成を目的とし、参加しやすい活動を心がけ積極的に取り組んでいきます。

具体的には、JR四国労組「サークル協議会運営委員会」において、本部主催の行事・運営方法等について議論を行い、多くの組合員が参加できるよう様々な角度から検討を行っていきます。

サークル協議会運営委員会を8月に開催します。

県協・支部・分会等の機関決議による主催行事参加の組合員・準組合員には、1人500円の補助を行い、サークル活動の支援に取り組みます。

3 JR連合及び関係各団体共済制度への取り組みについて

「JR私傷病共済」未加入者の加入促進に努めます。

AiNEXT(旧・落合総合保険事務所)のアフラック「がん保険」の加入促進に努めます。

「乗務員共済」の加入促進及び健全運営に努めます。

4 労働金庫運動の取り組みについて

組合員の財産形成を図るため、各種貯蓄の加入促進等、労働金庫運動に取り組みます。

福祉・共済事業活動の取り組みについて

1 全国交通共済への取り組みについて

交通共済は、JR産業界における唯一の厚生労働省が認可する職域のグループ・関連企業で働く組合員・家族の福利厚生の一環を担う各種共済事業を行うっており、JR四国労組も加盟組合としてその運営に大きく関わっています。今後も交通共済を育成・強化する立場で連携を強化し、その発展を目指すこととします。

具体的には、(1) 交通共済四国事業本部と連携し、「総合共済」全員加入と「各種任意共済」への加入率アップ、各種共済の契約拡大に取り組みます。

(2) 新規採用者の「総合共済」・「2セット共済(生命+交通災害)」の全員加入に取り組みます。

(3) 「JR四国労組退職者連絡会」と連携し、交通共済継続加入拡大に取り組みます。

2 JR四国労組独自の取り組みについて

「乗務員共済」の加入促進及び健全運営に努めます。

「長期家族サポート共済」の更新に向けた取り組みを行います。

全労済「JR四国労組セット共済」加入促進に努めます。

3 JR連合及び関係各団体共済制度への取り組みについて

「JR私傷病共済」未加入者の加入促進に努めます。

AiNEXT(旧・落合総合保険事務所)のアフラック「がん保険」の加入促進に努めます。

第9回・第10回 本部執行委員会開催

第9回本部執行委員会

第9回本部執行委員会は、5月14日(土)10時40分から本部1階会議室で開催された。

経過報告及び議事は次のとおり。

【経過報告】

(組織)

・組織の強化拡大

(経営協議会)

・平成27年度決算(JR四国・ジェイアール四国バス)

(選管)

・代議員選挙日程及び代議員定数について

【議事】

①第35回定期大会
・議案書骨子(案)について
②大会までのスケジュール

3 JR連合及び関係各団体共済制度への取り組みについて

「JR私傷病共済」未加入者の加入促進に努めます。

AiNEXT(旧・落合総合保険事務所)のアフラック「がん保険」の加入促進に努めます。

「乗務員共済」の加入促進及び健全運営に努めます。

4 労働金庫運動の取り組みについて

組合員の財産形成を図るため、各種貯蓄の加入促進等、労働金庫運動に取り組みます。

5 その他

JR四国労組会館の健全な運営と管理に努めます。

国内外労働者との連帯活動について

国内外労働者との交流・連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観点から、今年度も連合・交通労協・ITF等の主催する諸活動及びJR連合の主催する国際交流、連帯活動に可能な限り参加して意思統一を図ります。

⑫その他

・税制特例措置延長に向けた取り組みについて

・JR四国労組議員団会議第25回総会の開催について

・乗務員共済運営委員会の開催について

・安全推進委員会の開催について

・第1回組織財政専門委員会の開催について

・次期(第10回)執行委員会の開催について

・その他

【経過報告】

・組織の強化拡大

(経営協議会)

・安全・事故防止、平成28年度諸施策(JR四国)

・安全・事故防止(ジェイアール四国バス)

・平成28年度夏季賞与(団体交渉)

・平成28年度夏季賞与(ジェイアール四国バス)

・ユニオンスクール「特設コース」

・「共闘」

・交通労協第22回交通安全政策研究会・地方代表者会議

・(青年)

・JR連合「ユースラリー」

・軟式野球大会

・鉄道版交通安全教室(JR連合)

・グループエリア連合代表者会議

・グループ安全ディスプレイショー

・政策委員会

・男女平等参画推進委員会

・政策PT

・私傷病共済委員会

【議事】

①平成27年度決算における剰余金の処理について

②平成28年度の財政方針について

③第35回定期大会

・議案書(案)について

・役割分担について

・細部の取り扱いについて

④総合労働協約改訂に関する要求項目の集約について

⑤JR連合「第25回定期大会」について

⑥当面するスケジュールについて

⑦その他

⑧次期(第11回及び第10回)執行委員会の開催について

⑨その他

国内外労働者との連帯活動について

国内外労働者との交流・連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観点から、今年度も連合・交通労協・ITF等の主催する諸活動及びJR連合の主催する国際交流、連帯活動に可能な限り参加して意思統一を図ります。

当面の機関運営について

1 本大会終了後に第1回執行委員会を開催し、新体制を充足します。

2 執行委員会は原則として、月1回開催とす。

3 各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

4 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

5 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

6 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

7 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

8 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

9 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

10 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

11 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

12 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

13 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

14 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

15 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

16 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

17 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

18 各各種委員会については、規約・規則に定める委員会のほか、各種専門委員会を設置し、適宜開催します。

